

2 行政 經 營 部

附 属 機 関

平成27年（2015年）7月1日現在

名 称	設置年月日	定 数	担 任 事 務
防 災 会 議	昭和39 (1964). 4. 1	28人 (実数)	地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害時の情報収集を行う
国民保護協議会	平成18 (2006). 4. 1	40人以内	吹田市域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項について審議する
特別職報酬等 審 議 会	昭和41 (1966). 1. 10	15人以内	特別職の報酬等の額について審議する
公務災害補償等 認 定 委 員 会	昭和42 (1967). 12. 23	5人	公務上又は通勤による災害の認定に関して審議する
公務災害補償等 審 査 会	昭和42 (1967). 12. 23	3人	公務災害の認定等や補償の実施に対する不服申立てを審査し、裁定する
適正職務等第三者 審 査 委 員 会	平成26 (2014). 7. 1	4人	一般職の職員の法令等に違反する疑いのある行為並びに分限処分及び懲戒処分について審議する
入札等監視委員会	平成27 (2015). 7. 1	3人	入札及び契約に関する事項について調査審議する
総合計画審議会	昭和41 (1966). 1. 10	20人以内	市の総合計画に関して審議する
消費生活センター 指定管理者候補者 選 定 委 員 会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	消費生活センターの指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する
情 報 公 開 運 営 審 議 会	平成14 (2002). 7. 1	12人以内	情報公開制度の公正かつ円滑な運営に関して審議する
個 人 情 報 保 護 審 議 会	平成14 (2002). 7. 1	11人以内	個人情報保護制度に関して審議する
情報公開・個人情報 保 護 審 査 会	平成17 (2005). 4. 1	5人以内	公文書の公開に関する不服申立て等について審議する
市 税 審 議 会	昭和32 (1957). 7. 3	7人以内	市税の賦課や徴収に関して審議する
人権施策審議会	平成12 (2000). 4. 1	12人以内	人権施策に関して審議する
交 流 活 動 館 運 営 審 議 会	平成14 (2002). 4. 1	10人以内	交流活動館の運営に関して審議する
男 女 共 同 参 画 審 議 会	平成14 (2002). 11. 1	15人以内	男女共同参画計画の策定のほか、男女共同参画の推進に関して審議する
男女共同参画センタ 一 運 営 審 議 会	平成14 (2002). 11. 1	15人以内	男女共同参画センターの運営に関して審議する
文化振興審議会	平成18 (2006). 4. 1	10人以内	文化の振興に関して審議する

名 称	設置年月日	定 数	担 任 事 務
文化会館 指定管理者候補者 選定委員会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	文化会館の指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する
歴史文化まちづくり センター指定管理者 候補者選定委員会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	歴史文化まちづくりセンターの指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する
南山田市民ギャラリー 指定管理者候補者 選定委員会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	南山田市民ギャラリーの指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する
市民センター等 指定管理者候補者 選定委員会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	市民センター及び山田ふれあい文化センターの指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する
地区市民ホール等 指定管理者候補者 選定委員会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	地区市民ホール及びコミュニティセンターコミュニティプラザの指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する
市民自治 推進委員会	平成19 (2007). 1. 1	8人以内	市民参画及び協働に関する重要事項を審議する
市民公益 活動審議会	平成14 (2002). 4. 1	10人以内	市民公益活動の促進に関する重要事項について審議する
市民公益活動センター 指定管理者候補者 選定委員会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	市民公益活動センターの指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する
勤労者福祉共済 運営委員会	昭和49 (1974). 10. 1	20人以内	勤労者福祉共済に関して審議する
地元企業等 共同研究開発事業 認定審査会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	地元企業等共同研究開発事業の補助の対象となる事業の認定について審議する
J O Bナビすいた 運營業務委託 事業者選定委員会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	J O Bナビすいた運營業務を委託する事業者の選定について審議する
勤労者会館 指定管理者候補者 選定委員会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	勤労者会館の指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する
青少年問題協議会	昭和48 (1973). 6. 1	18人以内	青少年施策に関して審議する
児童会館・児童 センター運営委員会 (11館に設置)	昭和55 (1980). 4. 15	18人以内 (館ごとに)	児童会館・児童センターの運営に関して審議する
児童会館 指定管理者候補者 選定委員会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	児童会館・児童センターの指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する
子ども・子育て 支援審議会	平成25 (2013). 6. 1	15人以内	子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し審議する

名 称	設置年月日	定 数	担 任 事 務
民 営 化 保 育 所 移 管 先 選 定 委 員 会	昭和27 (2015). 4. 1	9人以内	民営化する吹田市立保育所の移管先の選定に関する事項について審議する
民 生 委 員 推 薦 会	昭和39 (1964). 11. 1	14人以内	民生委員、児童委員候補者推薦事務を行う
福 祉 審 議 会	平成4 (1992). 7. 1	24人以内	社会福祉に関して審議する
公 害 健 康 被 害 認 定 審 査 会	昭和49 (1974). 12. 21	13人以内	公害健康被害の認定や補償給付について審査する
公 害 診 療 報 酬 審 査 委 員 会	平成25 (2013). 4. 1	3人以内	公害診療報酬について審査する
地 域 福 祉 計 画 推 進 委 員 会	平成25 (2013). 4. 1	15人以内	地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進について審議する
総 合 福 祉 会 館 生 活 介 護 施 設 運 営 業 務 委 託 事 業 者 選 定 委 員 会	平成27 (2015). 4. 1	5人以内	総合福祉会館生活介護施設運營業務を委託する事業者の選定に関する事項について審議する
高 齢 者 い こ い の 家 運 営 審 議 会	平成14 (2002). 4. 1	10人以内	高齢者いこいの家の運営に関して審議する
介 護 保 険 施 設 等 選 定 委 員 会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	介護保険施設等の選定について審議する
高 齢 者 生 き が い 活 動 セ ン タ ー 指 定 管 理 者 候 補 者 選 定 委 員 会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	高齢者生きがい活動センターの指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する
老 人 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 指 定 管 理 者 候 補 者 選 定 委 員 会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	老人デイサービスセンターの指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する
介 護 老 人 保 健 施 設 指 定 管 理 者 候 補 者 選 定 委 員 会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	介護老人保健施設の指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する
岸 部 中 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 及 び 岸 部 中 グ ル ー プ ホ ー ム 指 定 管 理 者 候 補 者 選 定 委 員 会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	老人デイサービスセンター及び認知症高齢者グループホームの指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する
介 護 認 定 審 査 会	平成11 (1999). 8. 20	300人以内	介護保険における要介護、要支援について審査する
障 が い 者 施 策 推 進 委 員 会	平成25 (2013). 4. 1	20人以内	障がい者の福祉施策に係る計画の策定その他障がい者の福祉施策の推進について審議する
障 が い 支 援 区 分 等 認 定 審 査 会	平成18 (2006). 4. 1	25人以内	障がい支援区分について審査する
国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会	昭和25 (1950). 11. 30	14人	国民健康保険事業の運営に関して審議する

名 称	設置年月日	定 数	担 任 事 務
医 療 審 議 会	昭和52 (1977). 6. 4	21人以内	医療施策に関する課題について審議する
総合福祉会館 及び保健センター 運営審議会	昭和62 (1987). 4. 1	18人以内	総合福祉会館と保健センターの運営に関して審議する
予防接種健康被害 調査委員会	平成25 (2013). 4. 1	8人以内	予防接種法に基づき市が実施した予防接種に起因する健康被害について医学的見地から審議する
地方独立行政法人 市立吹田市民病院 評価委員会	平成25 (2013). 4. 1	7人以内	地方独立行政法人の業務実績に関する評価を行う
環 境 審 議 会	平成 9 (1997). 4. 1	25人以内	環境基本計画や環境施策に関して審議する
廃棄物減量等 推進審議会	平成 6 (1994). 4. 1	25人以内	一般廃棄物の減量等に関して審議する
環 境 影 響 評 価 審 査 会	平成10 (1998). 4. 1	15人以内	環境影響評価と事後調査に関して審議する
資源リサイクルセンター 指定管理者候補者 選定委員会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	資源リサイクルセンターの指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する
旅館営業審議会	昭和46 (1971). 12. 28	5人以内	旅館営業に対する同意について審議する
建 築 紛 争 調 停 委 員 会	平成 8 (1996). 7. 1	5人以内	建築紛争の調停等に関して審議する
環 境 安 全 審 査 会	平成23 (2011). 4. 1	8人以内	遺伝子組換え施設等、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設において事故等があった場合、環境安全の確保に関する事項を科学的に調査審議する
都 市 計 画 審 議 会	昭和44 (1969). 9. 1	20人以内	都市計画に関して審議する
景 観 ま ち づ くり 審 議 会	平成21 (2009). 4. 1	10人以内	景観まちづくりに関して審議する
開 発 審 査 会	平成13 (2001). 4. 1	7人	都市計画法による開発許可等に対する審査請求について裁決を行う
建 築 審 査 会	昭和46 (1971). 4. 1	7人	建築基準法による同意や審査請求についての裁決等に関して審議する
住 宅 審 議 会	平成15 (2003). 11. 20	7人以内	市営住宅の建設及び管理、住宅施策に関する重要事項等について審議する
市営住宅民間資金 等活用事業者選定 等 委 員 会	平成25 (2013). 10. 1	6人以内	民間資金等の活用による市営住宅の整備に係る実施方針の策定並びに事業及び事業者の選定について審議する

名 称	設置年月日	定 数	担 任 事 務
花とみどりの情報センター指定管理者候補者選定委員会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	花とみどりの情報センターの指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する
下水道事業受益者負担金審査委員会	昭和41 (1966). 6. 1	9人以内	下水道事業受益者負担金について審議する
水道事業経営審議会	平成8 (1996). 7. 1	15人以内	水道事業経営に関して審議する
義務教育諸学校教科用図書選定委員会	平成25 (2013). 4. 1	9人以内	義務教育諸学校の教科用図書の選定について審議する
小学校給食調理等業務委託事業者選定委員会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	小学校給食調理等業務を委託する事業者の選定について審議する
社会教育委員会	昭和36 (1961). 1. 1	12人	社会教育に関して審議する
公民館運営審議会	平成16 (2004). 6. 1	16人以内	公民館における各種事業に関して審議する
図書館協議会	平成15 (2003). 10. 1	10人以内	図書館の運営に関して審議する
図書館窓口等業務委託事業者選定委員会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	図書館窓口等業務を委託する事業者の選定について審議する
博物館協議会	平成4 (1992). 11. 15	15人以内	博物館の運営に関して審議する
文化財保護審議会	平成9 (1997). 10. 1	10人以内	文化財の保存及び活用に関して審議する
自然体験交流センター指定管理者候補者選定委員会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	自然体験交流センターの指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する
子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ青少年交流活動支援業務委託事業者選定委員会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	青少年交流活動支援業務を委託する事業者の選定について審議する
子育て青少年拠点夢つながり未来館指定管理者候補者選定委員会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	子育て青少年拠点夢つながり未来館の指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する
少年自然の家運営審議会	昭和55 (1980). 5. 5	15人以内	少年自然の家の運営に関して審議する
青少年クリエイティブセンター運営審議会	平成14 (2002). 4. 1	15人以内	青少年クリエイティブセンターの運営に関して審議する

名 称	設置年月日	定 数	担 任 事 務
スポーツグラウンド指定管理者候補者選定委員会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	スポーツグラウンドの指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する
市民プール指定管理者候補者選定委員会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	市民プールの指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する
市民体育館指定管理者候補者選定委員会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	市民体育館の指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する
武道館指定管理者候補者選定委員会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	武道館の指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する
総合運動場指定管理者候補者選定委員会	平成25 (2013). 4. 1	5人以内	総合運動場の指定管理者として指定しようとする団体の選定について審議する

電子計算組織

行政需要の質的・量的な変化に的確に対応し、市民サービスのより一層の向上及び行政運営の効率化を図るため、電子計算機を導入し、電算処理を推進している。

なお、平成25年（2013年）度より基幹系システム（住民情報系）の再構築を進めており、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への対応とともに、システムの全体最適化を行っている。（平成26年（2014年）度より順次稼働し、平成28年（2016年）度完了予定）

1 基幹系システム（住民情報系）で処理している主要な業務

業 務 名	主 管 課	業 務 名	主 管 課
住 民 登 録 印鑑登録証明発行	市 民 課	国民年金〈福祉年金〉	国 民 年 金 課
		老 人 福 祉	高 齢 政 策 課
		児 童 手 当 関 連	子 育 て 支 援 室
固 定 資 産 税 ・ 都 市 計 画 税 賦 課	資 産 税 課	就 学 関 連	学 務 課
			保 育 幼 稚 園 課
			保 健 給 食 室
市 民 税 ・ 府 民 税 賦 課 法 人 市 民 税 賦 課	市 民 税 課	成 人 祭 選	青 少 年 室
			選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
軽 自 動 車 税 諸 税	税 制 課	下 水 道 統 計 表 等	下 水 道 経 営 室
			下 水 道 管 理 課
宛 名 管 理	税 制 課	給 与 計 算 等	人 事 室
			総 務 室
税 証 明	資 産 税 課	人 口 統 計	ス ポ ー ツ 推 進 室
税 収 納	納 税 課	住 宅 使 用 料 関 連	住 宅 政 策 室
国 民 健 康 保 険 (退 職 者 医 療 含 む) 後 期 高 齢 者 医 療 老 人 医 療	国 民 健 康 保 険 室	介 護 保 険 関 連	介 護 保 険 課

2 行政情報系ネットワークで稼働している主要なシステム

システム名	主 管 課	システム名	主 管 課
庁内データ総合共有 活用システム	情報政策室	財務会計システム	会計室
		人事・給与システム	人事室
庁内地理情報システム		土木工事費積算システム	下水道整備課ほか

3 行政情報系システム用パソコン 年度別台数

(毎年度4月1日現在、水道部・市民病院を除く)

(単位：台)

平成25(2013)	平成26(2014)	平成27(2015)
1,610	1,610	1,610

吹田市第3次総合計画

平成18年度(2006年度)から平成32年度(2020年度)までの15年間を計画期間とする吹田市第3次総合計画に基づき、施策の推進を図っている。

1 基本構想

21世紀の吹田のまちを、様々な人が出会い交流し、そこに子供たちの笑顔、若者たちの躍動感、働く人のエネルギー、高齢者や障がい者の生きがいなどがあふれ、感動あるまち、美しいまちとして実現させることを目指して、将来像を「人が輝き、感動あふれる美しい都市^{まち}すいた」としている。

(1) 施策の大綱

- ア すべての人がいきいき輝くまちづくり
- イ 市民自治が育む自立のまちづくり
- ウ 健康で安心して暮らせるまちづくり
- エ 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり
- オ 環境を守り育てるまちづくり
- カ 安全で魅力的なまちづくり
- キ 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

(2) 人口

計画の基礎となる将来人口は、子育て支援施策の積極的な推進や良好な住宅の維持・誘導など、定住性の高い魅力ある環境整備の推進を前提として平成32年(2020年)の人口を35万人と設定している。

(3) 都市空間

- ア 地域特性を生かした多様な都市空間の形成
- イ 地域ごとの特徴のある拠点市街地の形成
- ウ 都市機能を高める地域間及び都市間の連携
- エ 人と自然の共生空間の形成

2 基本計画

基本構想で示された施策の大綱を推進するため、全市的な施策の推進を目指す部門別計画と、地域の特性や課題を踏まえ、部門別計画で体系的に示されている施策を地域ごとに推進するための地域別計画を策定している。

3 実施計画

実施計画は基本計画を具体化するための5か年の計画であり、毎年ローリングすることとしている。

この計画における平成27年度(2015年度)～平成31年度(2019年度)の5か年の建設事業関係事業費の概要は次のとおりである。(単位：百万円)

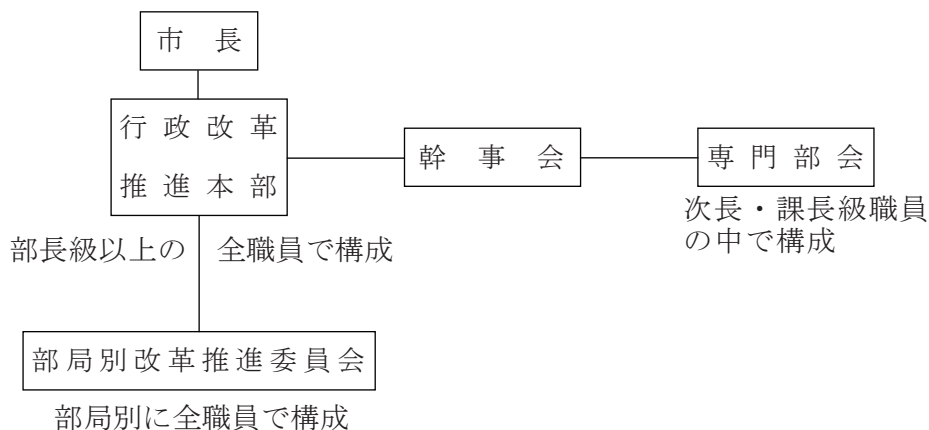
区 分	主 な 事 業	普通建設事業費		財 源 内 訳	
			構成比(%)	特定財源	一般財源
1 すべての人がいきいき輝くまちづくり	—	—	—	—	—
2 市民自治が育む自立のまちづくり	—	—	—	—	—
3 健康で安心して暮らせるまちづくり	○北千里・古江台認定こども園建設事業 ○高齢者向け複合居住施設用地取得活用事業 ○わかたけ園移転整備事業 ○公立保育所改修事業 ○児童会館改修事業	3,340	3.28	2,355	985
4 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり	○小・中学校校舎大規模改造事業 ○小・中学校トイレ施設整備事業 ○小・中学校屋内運動場大規模改造事業 ○小・中学校校舎耐震補強事業 ○小・中学校等空調設備整備事業	20,102	19.76	17,507	2,595
5 環境を守り育てるまちづくり	○破碎選別工場延命事業 ○水路新設改良事業	1,941	1.91	1,414	527
6 安全で魅力的なまちづくり	○計画的な管路整備 ○都市計画道路南吹田駅前線立体交差事業 ○自己水源の確保と浄配水施設の整備 ○公共下水道管渠整備事業 ○医療クラスター整備事業 ○雨水レベルアップ整備事業 ○正雀処理区編入事業 ○新佐竹台住宅集約建替事業 ○下水処理場整備事業 ○都市計画道路岸部中千里丘線道路新設事業	76,354	75.04	56,593	19,761
7 活力あふれにぎわいのあるまちづくり	—	—	—	—	—
基本計画推進のために	○市庁舎外壁及びサッシ改修事業	17	0.01	—	17
合 計		101,754	100	77,869	23,885

行財政改革の取組

本市では平成9年(1997年)8月に行財政改革実施方針を策定、同年12月に行財政改革改善計画を策定し、平成8年(1996年)からスタートした新総合計画の推進と地方分権への対応に向けた行財政体制の整備を図るため、自らの創意と工夫による行財政改革に取り組んだ。平成12年(2000年)5月に行財政改革推進市民会議から行財政改革の進行管理について意見書が提出された。また、行財政改革の一つである健全な財政運営の確立を図るため、平成12年(2000年)11月に財政健全化計画(案)、平成22年(2010年)3月に第2期財政健全化計画(案)前期計画を策定して財政健全化に取り組んできた。その結果、柔軟な財政構造の確立などの目標について一定の改善が図られた。

今後も限りある行政資源(財源・人材・資産)の中で、市政の様々な課題に効率的・効果的に応え、持続可能なまちづくりを支える行財政運営を目指し取り組んでいく。

行財政改革推進体制



吹田市職員体制計画(案)

本市では、市民満足度の高い市政の推進を目指し、今日的課題や市民ニーズに対応するため、自治体の限られた経営資源である職員の能力を最大限、有効かつ最適に配分することを目的として、平成25年(2013年)3月に「吹田市職員体制計画(案)」を策定した。

1 計画期間

平成25年度(2013年度)から平成29年度(2017年度)

2 計画の対象

全会計職員

ただし、企業会計（病院事業会計、水道事業会計）については、本計画（案）の基本的な視点に立つとともに、それぞれの経営改善の観点も踏まえ、見直しを行う。

3 数値目標

普通会計（正職のみ）

平成30年度（2018年度）までに住民千人当たりの職員数5.90人以下の2,064人以下にする。

（※普通会計とは、一般会計の範囲が自治体によって異なるため、統計上の比較を可能にするためにつくられる会計区分）

全会計（正職と再任用を含む）

平成30年度（2018年度）までに2,491人以下にする。

（※市民病院の独立行政法人化移行の減員を含む。）

4 年度別推進計画

普通会計（正職のみ）

（単位：人）

区 分	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	減少数
計画数	2,214	2,184	2,198	2,160	2,116	2,052	△162
実配置数 (常勤再任用含む)	2,164	2,103	2,169	—	—	—	5

全会計（正職と再任用含む）

（単位：人）

区 分	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	減少数
計画数	3,114	2,620	2,623	2,582	2,538	2,464	△650
実配置数	3,005	2,492	2,546	—	—	—	△459

吹田市アウトソーシング推進計画

本市では、簡素で効果的・効率的な行政運営を目指し、幅広い公共サービスの担い手により、市民に必要な公共サービスの質と量をより効果的・効率的に確保できるよう、計画的かつ段階的にアウトソーシングを推進することを目的とし、平成24年（2012年）2月に「吹田市アウトソーシング推進計画」を策定した。

なお、平成24年度(2012年度)から平成30年度(2018年度)までを計画期間としている。

行政評価

1 趣旨

地域の特性をいかした自主・自律のまちづくりを進める地域主権の時代を迎え、本市は、これまで以上に、自らの責任で政策を決定していくことが求められている。また、厳しい財政状況の中で、限られた財源・人材などの資源をいかに有効に活用していくかが問われている。

こうした状況の下で、より効果的・効率的な行政運営の確保や、市民にとって透明性及び客観性の高い行政運営の実現、また課題解決型の行政手法の確立を目的として、行政評価を実施している。

2 経過

平成13年度(2001年度)	事務事業評価を試行実施(1次評価) (評価対象 : 1課1事務事業)
〃 14年度(2002年度)	事務事業評価を本格実施(1次評価) (評価対象 : 内部管理事務、公共施設の整備・建設事業、 企業会計を除く全ての事務事業)
〃 20年度(2008年度)	施策評価を含む行政評価を実施 (行政評価委員会による2次評価の実施)
〃 23年度(2011年度)	評価対象を企業会計を除く全ての事務事業に拡大
〃 24年度(2012年度)	外部評価を試行実施 (外部評価対象 : 4施策、12事務事業、1案件)
〃 25年度(2013年度)	外部評価を本格実施 (外部評価対象 : 3施策、35事務事業)
〃 27年度(2015年度)	2次評価において、内部評価と外部評価を統合して実施 (4月8日 吹田市行政評価委員会設置要領を一部改正)

3 評価結果 対象：平成25年度(2013年度)実施事業

[101施策、1,153事務事業]

評価結果	事務事業数
継 続	1,062
拡 充	36
縮 小	0
廃 止	15
終 期 を 設 定	24
改 善 ・ 見 直 し	16
計	1,153

事務改善運動

1 趣 旨

市民の行政に対する期待に積極的に応えるため、全職員が常に効率的な行政執行のための姿勢と問題意識を持ち、住民本位で無駄のない行政を確立すべく昭和56年(1981年)8月1日に事務改善実施要領を制定し、平成18年(2006年)8月1日には同要領の見直し整備を行い、全職員による日常的な事務改善運動を展開している。また、平成23年度(2011年度)には事務改善発表会を開催し、改善事例の全庁的な共有を行った。

2 主な改善事項

- 平成15年度 ○地下食堂に車いす用テーブル等を設置
(2003年度) ○職場のレイアウト変更で窓口対応を効率化
○国保の口座振込済通知の発行回数を削減
○北工場の建て替え情報をホームページ上で提供
○開票事務手当を翌月の諸手当支給日に一括払い
○校務員に支給する旅費を口座振込に変更
- 〃 16年度 ○申請書等様式の一部をホームページからダウンロード可能に
(2004年度) ○投票所入場整理券の発送を個人宛てから世帯宛てに
○他館からの図書取り寄せを端末処理に
○各課からの市長、助役のスケジュール予約をパソコンでの受付に

- 平成18年度 ○軽自動車の給油方法を定量給油から満タン給油に変更
- (2006年度) ○各課保有の軽自動車を車両係で集中管理
- 窓口カウンターに仕切り（パーテーション）を設置
- 「市長に提言ハガキ」に個人情報を保護するシールを添付
- 〃 21年度 ○業務内容を把握できるマニュアルの作成
- (2009年度) ○事務内容から職場名、内線電話番号が分かる「吹田市役所タウンページ」の作成
- 〃 22年度 ○「市民の声」を吹田市ホームページで公開
- (2010年度) ○保育所入所受付票を分かりやすい様式に改善
- 〃 23年度 ○事務改善発表会を開催
- (2011年度)

行政手続条例

行政庁の処分の手前手続については、これまで一般法がなく、個別の法律等による措置に委ねられていたため、手続の不備・不統一が指摘されていた。また、行政指導が多用される傾向があることや処分によっては審査や処理の基準が明確にされていないことに対する批判など、公正で透明な行政運営の確保を求める声の高まりを受けて、国では「行政手続法」が平成5年(1993年)11月に制定され、平成6年(1994年)10月1日に施行された。

本市においても、法の趣旨を受け、法の適用が除外されている処分等についての手続を定め、本市における統一的な事前手続の整備を図るため、「行政手続条例」を平成9年(1997年)3月30日に制定し、同年10月1日施行した。

また、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とし、行政手続法が改正され、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求めることができる「処分等の求め」等の手続が規定され、平成27年(2015年)4月1日から施行された。本市においても、法改正の趣旨を踏まえ、市民の権利利益の保護の充実を図るため、行政手続条例を改正し、平成27年(2015年)4月1日に施行した。

各会計予算の状況

(単位：千円)

年 度		平成27(2015)		平成26(2014)		比 較	
		当初予算額 (A)	構成比 (%)	当初予算額 (B)	構成比 (%)	(A) - (B) (C)	$\frac{(C)}{(B)} \times 100$
一 般 会 計		122,488,158	56.3	112,824,727	55.7	9,663,431	8.6
特 別 会 計	国民健康保険	42,719,845	19.5	37,582,080	18.5	5,137,765	13.7
	下水道	11,789,132	5.4	10,887,664	5.4	901,468	8.3
	部落有財産	1,055,570	0.5	1,158,039	0.6	△ 102,469	△ 8.8
	交通災害・火災等共済	92,512	0.1	96,322	0.1	△ 3,810	△ 4.0
	勤労者福祉共済	32,854	0.0	35,866	0.0	△ 3,012	△ 8.4
	自動車駐車場	36,281	0.0	50,616	0.0	△ 14,335	△ 28.3
	介護保険	23,195,837	10.6	23,052,927	11.4	142,910	0.6
	後期高齢者医療	4,691,853	2.2	4,434,487	2.2	257,366	5.8
	公共用地先行取得	1,208,840	0.6	2,276,117	1.1	△ 1,067,277	△ 46.9
	病院事業債管理	703,301	0.3	454,395	0.2	248,906	54.8
小 計		85,526,025	39.2	80,028,513	39.5	5,497,512	6.9
企業 会計	水道事業	9,718,270	4.5	9,803,749	4.8	△ 85,479	△ 0.9
	小 計	9,718,270	4.5	9,803,749	4.8	△ 85,479	△ 0.9
合 計		217,732,453	100.0	202,656,989	100.0	15,075,464	7.4

(注) 企業会計については、支出の合計を記載

一般会計の分析

1 歳入の推移

区 分	平成25年度(2013年度)		平成26年度(2014年度)		平成27年度(2015年度)	
	当初予算額 (千円)	構成比 (%)	当初予算額 (千円)	構成比 (%)	当初予算額 (千円)	構成比 (%)
市 税	60,840,280	58.1	61,376,768	54.4	61,180,805	50.0
地 方 譲 与 税	555,000	0.5	539,000	0.5	506,000	0.4
利 子 割 交 付 金	298,000	0.3	292,000	0.2	245,000	0.2
配 当 割 交 付 金	244,000	0.2	443,000	0.4	490,000	0.4
株式等譲渡所得割交付金	35,000	0.0	79,000	0.1	381,000	0.3
地 方 消 費 税 交 付 金	3,386,000	3.3	4,140,000	3.7	6,099,000	5.0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	248,000	0.3	128,000	0.1	155,000	0.1
地 方 特 例 交 付 金	245,000	0.2	242,000	0.2	245,000	0.2
地 方 交 付 税	1,700,000	1.6	750,000	0.7	100,000	0.1
交通安全対策特別交付金	50,000	0.1	50,000	0.0	50,000	0.1
分 担 金 及 び 負 担 金	1,528,183	1.5	1,640,992	1.5	1,545,098	1.3
使 用 料 及 び 手 数 料	2,676,714	2.6	2,681,643	2.4	2,606,874	2.1
国 庫 支 出 金	18,385,890	17.6	21,154,529	18.7	22,283,331	18.2
府 支 出 金	6,523,646	6.2	6,668,026	5.9	7,356,271	6.0
財 産 収 入	47,711	0.0	349,162	0.3	43,192	0.0
寄 附 金	48,491	0.0	41,304	0.0	1,001	0.0
繰 入 金	3,647,000	3.5	5,762,000	5.1	7,765,320	6.3
諸 収 入 金	2,498,536	2.4	2,890,903	2.6	6,632,166	5.4
市 債	1,708,200	1.6	3,596,400	3.2	4,803,100	3.9
歳 入 合 計	104,665,651	100.0	112,824,727	100.0	122,488,158	100.0

2 歳出の推移

区 分	平成25年度(2013年度)		平成26年度(2014年度)		平成27年度(2015年度)	
	当初予算額 (千円)	構成比 (%)	当初予算額 (千円)	構成比 (%)	当初予算額 (千円)	構成比 (%)
議 会 費	744,608	0.7	723,598	0.7	781,988	0.6
総 務 費	9,291,577	8.9	10,412,174	9.2	15,136,779	12.4
民 生 費	49,647,768	47.4	54,224,491	48.1	56,147,103	45.8
衛 生 費	9,921,575	9.5	9,501,650	8.4	9,692,987	7.9
労 働 費	215,963	0.2	223,313	0.2	219,590	0.2
農 業 費	80,965	0.1	79,585	0.1	72,546	0.1
商 工 費	571,416	0.5	570,178	0.5	568,889	0.5
土 木 費	11,345,025	10.8	12,759,777	11.3	13,941,039	11.4
消 防 費	3,419,399	3.3	3,651,874	3.2	5,554,504	4.5
教 育 費	12,431,847	11.9	13,964,330	12.4	14,717,257	12.0
公 債 費	6,965,507	6.7	6,583,757	5.8	5,620,691	4.6
諸 支 出 金	1	0.0	100,000	0.1	4,785	0.0
予 備 費	30,000	0.0	30,000	0.0	30,000	0.0
歳 出 合 計	104,665,651	100.0	112,824,727	100.0	122,488,158	100.0

3 自主・依存財源

区分	款 別	平成25年度(2013年度)		平成26年度(2014年度)		平成27年度(2015年度)	
		当初予算額 (千円)	構成比 (%)	当初予算額 (千円)	構成比 (%)	当初予算額 (千円)	構成比 (%)
自主財源	市 税	60,840,280	58.1	61,376,768	54.4	61,180,805	50.0
	分担金及び負担金	1,528,183	1.5	1,640,992	1.5	1,545,098	1.3
	使用料及び手数料	2,676,714	2.6	2,681,643	2.4	2,606,874	2.1
	財産収入	47,711	0.0	349,162	0.3	43,192	0.0
	寄附金	48,491	0.0	41,304	0.0	1,001	0.0
	繰入金	3,647,000	3.5	5,762,000	5.1	7,765,320	6.3
	諸収入	1,794,276	1.7	2,426,686	2.1	6,357,746	5.2
小 計	70,582,655	67.4	74,278,555	65.8	79,500,036	64.9	
依存財源	地方譲与税	555,000	0.5	539,000	0.5	506,000	0.4
	利子割交付金	298,000	0.3	292,000	0.3	245,000	0.2
	配当割交付金	244,000	0.2	443,000	0.4	490,000	0.4
	株式等譲渡所得割交付金	35,000	0.0	79,000	0.1	381,000	0.3
	地方消費税交付金	3,386,000	3.3	4,140,000	3.7	6,099,000	5.0
	自動車取得税交付金	248,000	0.3	128,000	0.1	155,000	0.1
	地方特例交付金	245,000	0.2	242,000	0.2	245,000	0.2
	地方交付税	1,700,000	1.6	750,000	0.7	100,000	0.1
	交通安全対策特別交付金	50,000	0.1	50,000	0.0	50,000	0.1
	国庫支出金	18,385,890	17.6	21,154,529	18.7	22,283,331	18.2
	府支出金	6,523,646	6.2	6,668,026	5.9	7,356,271	6.0
	諸収入	704,260	0.7	464,217	0.4	274,420	0.2
市 債	1,708,200	1.6	3,596,400	3.2	4,803,100	3.9	
小 計	34,082,996	32.6	38,546,172	34.2	42,988,122	35.1	
歳入合計	104,665,651	100.0	112,824,727	100.0	122,488,158	100.0	

4 性質別歳出

区 分	平成25年度(2013年度)		平成26年度(2014年度)		平成27年度(2015年度)		
	当初予算額 (千円)	構成比 (%)	当初予算額 (千円)	構成比 (%)	当初予算額 (千円)	構成比 (%)	
義務的経費	51,478,496	49.3	53,777,288	47.6	56,734,781	46.3	
内 訳	人件費	22,466,352	21.5	22,892,949	20.3	23,929,641	19.5
	扶助費	22,046,744	21.1	24,300,689	21.5	27,184,556	22.2
	公債費	6,965,400	6.7	6,583,650	5.8	5,620,584	4.6
投資的経費	7,065,355	6.8	9,798,010	8.7	12,904,761	10.5	
内 訳	普通建設事業費	7,065,355	6.8	9,798,010	8.7	12,904,761	10.5
	災害復旧事業費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
物件費	20,083,451	19.2	21,659,288	19.2	20,924,137	17.1	
繰出金	11,482,789	11.0	11,599,103	10.3	11,866,296	9.7	
その他	14,555,560	13.7	15,991,038	14.2	20,058,183	16.4	
歳出合計	104,665,651	100.0	112,824,727	100.0	122,488,158	100.0	

決算状況

普通会計の決算

普通会計は一般会計のほか、特別会計のうち、公営事業会計に属するもの以外の会計（本市の場合は勤労者福祉共済、交通災害・火災等共済のうち火災等共済分、公共用地先行取得分）を含んでいる。

（単位：千円）

年度 区分	平成23(2011)	平成24(2012)	平成25(2013)
歳入総額 A	107,981,361	116,163,072	108,717,170
歳出総額 B	106,967,168	114,858,606	105,535,667
差引額 (A-B)	1,014,193	1,304,466	3,181,503
実質収支	76,999	131,453	2,043,777
単年度収支	△84,545	54,454	1,912,324
実質単年度収支	△255,934	△109,769	1,977,799
経常収支比率(%)	102.3	99.9	96.4
財政力指数	1.016	0.973	0.968
公債費比率(%)	6.0	5.6	4.1
地方債現在高	55,533,557	51,505,893	47,487,229
債務負担行為額	22,828,220	25,126,630	41,415,684

部 落 有 財 産

部落有財産のため池等の売却処分金の使途を明確にし、適正な管理運営を期するため、部落有財産特別会計を設定して、市において処分金を管理し、部落有財産取扱規程により処理している。

平成27年(2015年)4月1日現在

部 落 名	所 在	公簿面積 (㎡)	通 称
江 坂 垂 水	円 山 町	1,370	垂 水 上 池
	江坂町3丁目	8,759	江 坂 大 池
	江坂町4丁目	5,008	鎌 池
山 田 下	山田西1丁目	666	津 志 長 池
	尺 谷	1,567	尺 谷 池
山 田 上	山田東4丁目	1,957	引 谷 池
	山田西4丁目	7,355	王 子 池
	千里万博公園	964	濁 池
佐 井 寺	佐井寺3丁目	2,006	佐 井 寺 新 池
	佐井寺4丁目	2,184	太 平 池
下 新 田	千里山竹園1丁目	2,677	アチラ谷新池
	"	1,114	治 下 池
	春日4丁目	3,993	砂子谷新池
	桃山台5丁目	1,312	木 戸 坂 池
片 山 (原)	原町2丁目	5,496	棚うら池(牛池)
	"	3,214	宮 が 谷 池
	"	16,106	今池(新からま池)
	"	1,073	濁 池
	原町3丁目	8,161	龍 が 池
山 田 小 川	山田東3丁目	7,140	前 垂 池
計	20 か 所	82,122	

土地開発基金

土地開発基金の概要

- (1) 制定時期 昭和44年(1969年)11月 1 日
- (2) 趣 旨 公用若しくは公共の用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ確保することにより、公共事業の円滑な執行を図る。
- (3) 基金の額

平成26年度(2014年度)吹田市土地開発基金運用状況

基金名	平成26年(2014年度)当初基金総額				平成27年(2015年)3月末現在 (単位: 千円)			
	平成26年(2014年度) 4月1日		平成27年(2015年) 3月31日		平成27年(2015年) 3月末基金総額		平成27年(2015年) 3月末基金総額	
	運用中の額	現金	計	増	減	運用中の額	現金	計
土地開発基金	A	B	C	F	G	H=A+F-G	I=B+D+G-E-F	J=H+I
	430,126	629,233	1,059,359	526,458	254,461	702,123	357,535	1,059,658

平成27年(2015年)3月末基金総額 計 J

内	運用中の額 H	不動産	175,665
		貸付金	526,458
	現 金 I	市会計管理者保管額	357,535
記	計		1,059,658

平成26年度(2014年度)土地開発基金運用状況明細

区分	事業名	平成26年度(2014年度) 当初現在高 A				平成27年(2015年)3月末増減高				平成27年(2015年)3月末現在高			
		増		減		増		減		A+B-C		A+B-C	
		筆数	面積 (㎡)	金額 (千円)	筆数	面積 (㎡)	金額 (千円)	筆数	面積 (㎡)	金額 (千円)	筆数	面積 (㎡)	金額 (千円)
不動産	片山公園整備用地	5	932.56	61,418						5	932.56	61,418	
	公共事業予定用地 及び代替地	1	329.98	114,247					0	1	329.98	114,247	
	小計	6	1,262.54	175,665					0	6	1,262.54	175,665	
貸付金等	公共用地先行取得 特別会計貸付金			254,461								254,461	
	小計			254,461								254,461	
不動産・貸付金等合計		6	1,262.54	430,126						6	1,262.54	702,123	
現金 (市会計管理者保管額)				629,233								526,458	
基金総額				1,059,359								780,919	

平成26年(2014年)償還分公共用地先行取得特別会計貸付金の内訳	金額(円)
償還年月日	
平成26年(2014年)7月10日	150,553,389
平成27年(2015年)2月27日	103,907,681
計	254,461,070

平成27年(2015年)3月末現在現金(市会計管理者保管額)		金額(円)
年度当初額		629,233,277
特別会計新規貸付金額		526,457,638
特別会計貸付金償還額		254,461,070
一般会計繰入額		298,550
一般会計繰出額		0
歳計現金への繰替償還額		0
歳計現金への繰替貸付額		0
計		357,535,259

公共施設最適化の推進

1 趣旨

本市では、平成23年（2011年）8月に一般建築物及び公共用地の公共施設について、世代を超えた市民の共有財産と位置付け、全体として総量縮減を図るとともに、質的な見直しを行い、計画的な利活用、保全管理、再整備及び土地の有効活用など保有資産の効果的な対策を検討し、良好な施設機能を長期的にわたり安定的に供給することを目的として「公共施設的最適化方針骨子」を策定した。

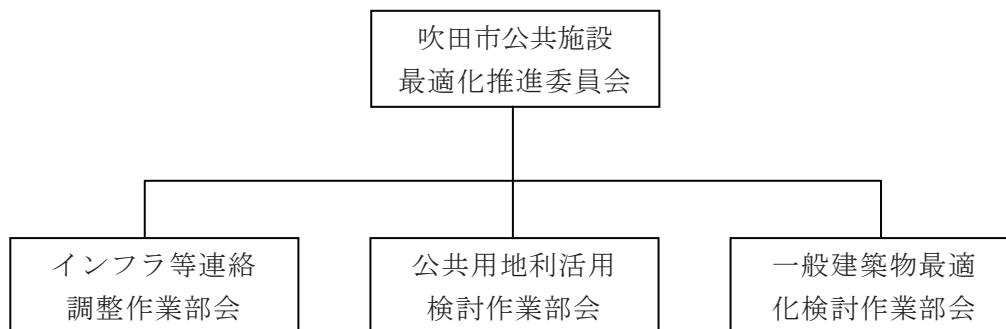
また、平成24年（2012年）10月には平成23年（2011年）8月に策定した「公共施設的最適化方針骨子」を改訂し、公共施設に道路や橋梁、上下水道などの社会生活基盤を含めるとともに、公共施設は政策実現の場であり、経営管理の視点から戦略的かつ効果的な対策を検討し、公共施設の最適化を進めることとした。

全庁的な推進体制として、吹田市公共施設最適化推進委員会を設置し、公共施設の最適化に取り組む。

2 経過

- 平成23年(2011年) 8月31日 公共施設的最適化方針骨子を策定
- 〃 24年(2012年) 9月11日 吹田市公共施設最適化推進委員会を設置
- 〃 24年(2012年)10月10日 公共施設的最適化方針骨子を改訂
- 〃 25年(2013年) 3月26日 吹田市施設白書を作成
- 〃 25年(2013年) 3月26日 吹田市公有地利活用の考え方を作成
- 〃 26年(2014年) 3月31日 吹田市公共施設最適化計画【方針編】を策定

3 公共施設最適化推進体制



4 「公共施設の最適化方針骨子」の概要

(1) 目的

- ア 道路や橋梁、上下水道などの社会生活基盤、公共用地を含めた公共施設について世代を超えた市民の共有財産と位置付けるとともに、経営管理の視点から最適化を進める。
- イ 公共施設の最適化に当たっては、全体の総量の縮減及び質的な見直しを図るとともに、計画的な利活用や保安全管理、再整備など、戦略的かつ効果的な対策を検討し、良好な施設機能を長期的かつ安定的に供給する。
- ウ 公共施設の最適化にとどまらず、公共施設を活用しての持続可能な政策の実施を前提に、公共施設だけでなく人的資源等を含めた全ての経営資源を最適に配分し有効活用を図る。

(2) 基本的な考え方

「財務」、「供給」及び「品質」の三つの視点について、総合的かつ適切な調和を図りつつ、公共施設の最適化を推進する。

ア 財務の視点

施設運営コストの削減や運営効率の向上、ライフサイクルコストの削減にとどまらず、経済性及び効率性の二つの視点から施設に係るトータルコスト及び財政負担の削減を図る。

イ 供給の視点

公共施設の機能と求められるニーズ及び役割を精査し、効率性及び有効性の視点から、その役割を終えたものや民間施設において同等のサービス供給が期待できる施設については、市民満足度の維持・向上を前提として公共政策としてのアウトソーシング推進の意義を反映し、積極的に民間施設によるサービス供給への転換を図る。

ウ 品質の視点

災害の際の避難場所としての役割を担う施設として、耐震の課題に取り組むなど、施設の安全性確保を図るとともに、省エネルギーなど具体的な環境問題への対策や、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた施設機能の向上など社会的要請への対応を図る。

(3) 推進の方針

- ア 組織体制の整備
- イ 道路、橋梁及び公共用地を含めた公共施設情報の一元管理
- ウ 施設白書の活用
- エ 公有地利活用の考え方の活用
- オ 公共施設最適化計画の策定
- カ 計画の進行管理